

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

### 目次

### 告 示

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
- 平成二十五年における主要農作物の原種の価格 (農産園芸環境課) 一
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 二
- 保安林の指定施設要件の変更の予定 (森林整備課) 二
- 保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度 (同) 二
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 三
- 道路の区域変更(二件) (道路課) 四
- 道路の供用開始 (同) 四
- 土地改良区役員就任の届出 (大河原地方振興事務所) 四
- 土地改良区役員退任の届出(二件) (同) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定 (契約課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁施設整備課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 五
- 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 (選挙管理委員会) 六

### 告 示

○宮城県告示第六十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二七〇〇五三六	大郷ファーム 黒川郡大郷町中村字 原町十一番地の三	就労継続支援B型	特定非営利活動法人大郷ファーム	平成二十五年 二月一日

○宮城県告示第六十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四二七〇〇四〇三	大郷ファーム 黒川郡大郷町中村字 原町十一番地の三	就労継続支援B型	社会福祉法人 みんなの広場	平成二十五年 一月三十一日

○宮城県告示第六十九号

主要農作物原種配付規則(平成十四年宮城県規則第四十四号)第三条第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定める。

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原種の種類	原種一キログラム当たりの価格
稲 うるち	三百五十五円
稲 もち	四百三十五円
大豆 大・中粒	四百七十九円

大豆 極小粒  
五百二十五円

○宮城県告示第七十号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（第十三条の二第三項の規定により公告する。）

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
中田南部	農地整備事業（経営体育成型）	平成二十四年十二月十二日

○宮城県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
白石市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十二号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十五年における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐の許容限度を次のとおり公表する。

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類  
同一の単位とされる  
保安林の種類  
皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区  
北上川下流  
石巻地区  
迫川地区  
江合川上流  
鳴瀬川上流  
江合川下流  
鳴瀬川下流  
黒川地区  
仙台地区  
白石地区  
本吉地区  
北上川下流  
石巻地区  
迫川地区  
江合川上流  
鳴瀬川上流  
江合川下流  
鳴瀬川下流  
黒川地区  
仙台地区  
白石地区

土砂流出防備保安林

本吉地区  
北上川下流  
石巻地区  
迫川地区  
江合川上流  
鳴瀬川上流  
江合川下流  
鳴瀬川下流  
黒川地区  
仙台地区  
白石地区

防風保安林

蔵王町

- 本吉地区 三九七・七五
- 北上川下流 三八五・三八
- 石巻地区 三四七・四九
- 迫川地区 一、一四六・七一
- 江合川上流 七五〇・六五
- 鳴瀬川上流 一、二六八・二〇
- 江合川下流 〇・八五
- 鳴瀬川下流 二二八・九六
- 黒川地区 一、三六二・〇九
- 仙台地区 一、六八二・二〇
- 白石地区 二四・八五
- 本吉地区 七・七八
- 北上川下流 二二三・〇四
- 石巻地区 七九・〇二
- 迫川地区 一七四・七〇
- 江合川上流 二六〇・七九
- 鳴瀬川上流 一一・〇五
- 江合川下流 二六・四八
- 鳴瀬川下流 六三・二六
- 黒川地区 二〇九・三〇
- 仙台地区 〇・一一
- 白石地区

干害防備保安林  
 川崎町 〇・四六  
 仙台市 五・一八  
 石巻市 二七・九八  
 気仙沼市 一四・一四  
 白石市 三・二〇  
 角田市 二・〇八  
 登米市 一〇・〇〇  
 栗原市 二・九〇  
 東松島市 四・三四  
 大崎市 五六・六六  
 七ヶ宿町 五・一四  
 柴田町 〇・九八  
 丸森町 二・七二  
 大和町 三・六〇  
 大郷町 〇・三〇  
 加美町 六・七二  
 女川町 一六・七四  
 南三陸町 〇・七六  
 石巻市 一六・九六  
 気仙沼市 二・五六  
 東松島市 〇・四二  
 女川町 〇・九二  
 南三陸町 〇・九〇  
 宮城北部地区 一・二・四二  
 宮城南部地区 六・九九

保健保安林  
 ○宮城県告示第七十三号  
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。  
 平成二十五年二月一日

一 許可を取り消した年月日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十五年一月二十一日  
 二 商号又は名称等

株式会社未来創 櫻木 茂起	石巻市開北三丁目八、 十八、一一〇	般、二十四 第一万九千二 百四十三号	一部廃業 一般建設業 大工事業 管工事業 ブローリング 鉄筋工事業 塗装工事業	平成二十四年 十二月二十一日
株式会社松村源 工務店 邦衛	仙台市若林区土樋六十 八	般、二十二 第一万八千九 百七号	全部廃業 一般建設業 ブローリング工事業	平成二十四年 十二月二十日
株式会社リアラ イズエステート 大林 悟	仙台市青葉区小田原四 丁目一、八	般、二十一 第一万八千六 百三十一号	全部廃業 一般建設業 大工事業 屋根工事業 ブローリング工事業 内装仕上工事業	平成二十四年 十二月二十日
株式会社クリエ イト創建 吉田 順一	仙台市若林区古城三丁 目七、五クリエイトビ ル1F	般、二十四 第一万七千八 百九十三号	一部廃業 一般建設業 塗装工事業	平成二十四年 十二月二十七日
電通システム株 式会社 佐久間 洋子	仙台市若林区大和町五 丁目十一、三十二	般、二十七 第一万七千八 号	一部廃業 一般建設業 電気工事業	平成二十四年 十二月二十八日
有限会社エスビ ヨ・クリエーシ ョン 矢口 康夫	仙台市若林区荒井字宅 地十五	般、二十三 第一万六千二 百八十七号	一部廃業 一般建設業 機械器具設置工事業	平成二十四年 十二月二十七日
有限会社東北電 送設備 鶴田 正浩	仙台市太白区越路一、 三、二〇二	般、二十二 第一万四千百 二号	一部廃業 一般建設業 電気通信工事業	平成二十四年 十二月二十八日
株式会社ヤマニ 前田 英比古	石巻市西浜町一、二	般、特、十九 第三千七百十 号	一部廃業 一般建設業 機械器具設置工事業	平成二十四年 十二月十七日
有限会社中村工 務店 成義	加美郡色麻町清水字川 端南二、二	般、二十四 第七百五十 四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 土石工事業 石工事業 ほ装工事業	平成二十四年 十二月十四日
商号又は名称及 び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設 可 番 号	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類	受付年月日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 鳴瀬南郷線

三 道路の区域

変更の区間	変更前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	
東松島市西福田字要害無番地先から 同市西福田字筒ノ山無番地先まで	前A	五・〇	一、八一五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	五・〇	一、八一五・〇	
	後B	六・五	一、八〇〇・〇	

○宮城県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 気仙沼唐桑線

三 道路の区域

変更の区間	変更前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 鳴瀬南郷線

三 道路の区域

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鳴瀬南郷線	東松島市西福田字要害無番地先から 同市西福田字筒ノ山無番地先まで	平成二十五年 二月四日

○宮城県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、柴田町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年十二月六日	平 間 盛 秋	柴田郡柴田町大字葉坂字西歩沢六十番地三	理事

○宮城県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

気仙沼市魚町三丁目一番三四地先から 同市西みなと町九番一地先まで	後A	前A	備考
	一四・二	一四・二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	二四・二	七・三	
	二四・二	二〇・二	
	九一六・五	一、三七一・〇	

○宮城県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 鳴瀬南郷線

三 道路の区域

宮城県大河原地方振興事務所  
所長 谷 関 邦 康

平成二十五年二月一日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 谷 関 邦 康

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十四年十二月五日	我妻 昭一	柴田郡大河原町金ヶ瀬字町二百六番地	理事

○宮城県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蔵王町土地改良区  
役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年二月一日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 谷 関 邦 康

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年一月九日	佐藤 成一	刈田郡蔵王町大字小村崎字後原二十 六番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

- 1 普通旋盤 十組
  - 2 ロボット・CNC学習システム 一式
  - 3 FMS実習装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年一月十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

- 1 一の一の購入物品 株式会社菊重 宮城県仙台市若林区卸町三丁目六番七号
  - 2 一の二の購入物品 丸繁株式会社 宮城県仙台市宮城野区宮城野一丁目二十番十二号
  - 3 一の三の購入物品 丸繁株式会社 宮城県仙台市宮城野区宮城野一丁目二十番十二号
- 五 落札金額
- 1 一の一の購入物品 四千七百七十九万円
  - 2 一の二の購入物品 六千六百十五万円
  - 3 一の三の購入物品 六千七百五十一万五千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十四年十二月二十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る業務の名称及び数量

- 一 落札に係る業務の名称及び数量 県立学校グラウンド除染業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年一月十七日
- 四 落札者の名称及び所在地 東北緑化環境保全株式会社 仙台市青葉区本町二丁目五番一号
- 五 落札金額 九千五百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十四年十二月二十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十五年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WAN用端末装置等貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十五年一月十七日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 テクノ・マインド株式会社 仙台市宮城野区

- 榴岡一丁目六番十一号
- 五 契約金額 一億五千二十五万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第八号該当

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年二月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 宮城県利掖済会病院の項の次に次のように加える。

医療法人寶樹会仙塩利府病院 同 郡同 町青葉台二丁目二番地一〇八

別表第一の二 医療法人海邦会介護老人保健施設長山の項の次に次のように加える。

医療法人社団健育会介護老人保健施設しおん 同 市吉野町一丁目七番一号

別表第二 特別養護老人ホーム大年寺山ジェロントピアの項の次に次のように加える。

ネクサスコート愛宕 同 市太白区越路九番一五号

附 則

この告示は、平成二十五年二月一日から施行する。